

地理空間情報専門技術認定制度について

◆新認定制度の目的

平成19年5月30日に公布された「地理空間情報活用推進基本法案」の基本理念に基づき、測量士・測量士補の資格を有する技術者で、従来の測量専門技術者の資格能力に加え、地理空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な知見、地理空間情報の基盤を確立するための設計・構築に関する基本的な能力を有する技術者を社会的に認定するための新たな制度です。地理空間情報専門技術者は、目まぐるしく進化する最新の地理空間情報技術を有することにより、地理空間情報基盤の品質の安定的な確保を担い、国民に安定した地理空間情報を提供することができます。さらに、行政の効率化・高度化、国民生活の安全・安心の確保、また新産業の創出等に貢献するとともに、測量技術者の社会的地位の向上が図られ、社会福祉の向上に寄与することを目的としています。

◆受験資格

- 1級…測量士で、かつ8年以上の測量実務経験を有する者または2級認定者技術者
- 2級・級なし…測量士又は測量士補で、かつ2年(級なしは3年)以上の測量実務経験を有する者

◆認定技術者の利点

日本測量協会が認定している「地理空間情報専門技術者」は、この資格を取得しても、5年毎に登録を更新しなければならず、常に測量に関する継続的な知識・技術の維持向上を図るということから実務適応能力を有しているといえる。測量士・測量士補の国家資格が永久資格であるのとは大きく違うところである。

◆認定技術者の処遇

地理空間情報専門技術者の1級は国土地理院の資格基準にある「測量主任技師」職種、2級は「測量技師」職種とそれぞれ同等クラスの技術者として社団法人日本測量協会が認定します。具体的には、国土地理院をはじめ、国土交通本省、地方整備局、地方公共団体、公益法人等が計画する地理空間情報関連事業の入札条件の際の技術評価要素及び選定要件として一部活用されており、今後多くの計画機関で活用されることが期待できます。

◆地理空間情報専門技術講習会の目的

○地理空間情報基礎技術

- ・A 課程講習会（1級認定関係の講習会）

測量士を対象に、測量計画、技術管理、品質管理、データの解析等総合的な知識を有する技術者（「測量主任技師」相当）を養成する。

- ・B 課程講習会等（2級認定関係の講習）

測量士・測量士補を対象に、測量実施能力と現場等実務での的確な技術に対応できる技術者を養成する。

○地理空間情報応用技術

測量士・測量士補を対象に、応用測量技術の計画、設計、調査等総合的な知識を有する技術者を養成する。

★詳しくは日本測量協会ホームページ（<http://www.jsurvey.jp/3-1.htm>）をご覧ください。
測量専門技術教育部または北陸支部へお問い合わせください。